

紀美野町第4回定例会会議録

令和元年12月13日（金曜日）

○議事日程（第3号）

令和元年12月13（金）午前9時00分開議

- 第 1 議案第105号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する
条例について)
- 第 2 議案第106号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)につい
て)
- 第 3 議案第107号 紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の制定について
- 第 4 議案第108号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施
行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 5 議案第109号 紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の制定につい
て
- 第 6 議案第113号 紀美野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設
置条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第114号 紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例
について
- 第 8 議案第115号 紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部
を改正する条例について
- 第 9 議案第116号 令和元年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）につい
て
- 第10 議案第117号 令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号) について
- 第11 議案第118号 令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補
正予算（第3号）について
- 第12 議案第119号 令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号) について

第13 議案第120号 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第4号) について

第14 議案第121号 令和元年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第1号) について

第15 議案第122号 令和元年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) について

第16 議案第123号 令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) について

第17 議案第124号 令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第2号) について

第18 議案第125号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第19 請願第2号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願について(委員長報告)

○追加議事日程(第3号の追加1)

第1 発委第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について

第20 議員派遣の件について

第21 閉会中の継続調査の申し出について

(総務文教常任委員会)

(産業建設常任委員会)

(議会運営委員会)

(議会活性化特別委員会)

(広報編集特別委員会)

○会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
2 番	廣 瀬 隆 一 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
7 番	西 口 優 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
1 0 番	美 野 勝 男 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	湯 上 増 巳 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君

教 育 次 長 曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者 北 山 仁 君
水 道 課 長 長 生 正 信 君
まちづくり課長 山 本 訓 永 君
美 里 支 所 長 坂 昌 美 君
代表監査委員 菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 中 谷 昌 弘 君
次 長 井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

執行部から、議案第１２５号の提出がありましたので、本会議開会前の議会運営委員会で御協議をいただき、本日の日程に追加し、審議することになりましたので報告し、御了承を願います。

それでは、日程に入ります。

（午前 ９時００分）

◎日程第１ 議案第１０５号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について）

○議長（伊都堅仁君） 日程第１、議案第１０５号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１０５号に対し、討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１０５号、専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０５号、専決処分について、承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第2 議案第106号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について)

○議長(伊都堅仁君) 日程第2、議案第106号、専決処分の承認を求めることについて(令和元年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について)を議題とします。
これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。
これから議案第106号に対し、討論を行います。
反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。
これから議案第106号、専決処分について承認を求める件を採決します。
本案は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第106号、専決処分について、承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第3 議案第107号 紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長(伊都堅仁君) 日程第3、議案第107号、紀美野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について議題とします。
これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) おはようございます。

第1点目の質疑は、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員のそれぞれの人数はどうなっているか、答弁を求めます。

以上です。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 田代議員の御質疑にお答えをいたします。

会計年度任用職員制度の中で、フルタイムとパートタイムの人数、まだ現在施行されていないので、対象人数ですか、現在、すみません、質問したらいいのかわからないですが、現在のあるバイトさん、臨時雇用さん、そういう非常勤さん、いろいろな呼び方があるんですけど、そういう方が今度は4月から会計年度任用職員という名前に変わっていきます。現在のパートさんとか、そういうアルバイトさん、そういう方の中でフルタイムの方はいらっしゃいません。正職員よりも時間が短い、臨時職員さんということになっております。人数が全部で百二十数名です、すみません、それが全てパートということになります。

以上です。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 6 番、田代哲郎君。

○6 番 (田代哲郎君) それで、対象というか、現在おられるいわゆる臨時職員ですね、その対象者の中でフルタイム会計年度任用職員というのが対象者がいないと。ということは、百二十数名のほとんど、ほとんどといって全部ですかね、パートタイム会計年度任用職員ということになると。条例でいうと、見る限りは、フルタイムに比べてパートタイムというのは格差が非常に激しいんですが、現在も期末手当は支給されていないというのが実情になっています。それで、月額で、一つ例をとり上げますと、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬月額と期末手当というのはこの条例が通ればどうなるのか、その点についての答弁を求めます。

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

○総務課長 (細峪康則君) わかりやすい数字とか、そういうのを出してちょっと説明を申し上げたいと思います。

まず、一般的な事務補助さん、現在は月額大体 6,500 円で来ていただいている方なんですけど、この方を例にちょっと説明をさせていただきたいと思います。

大体 21 日、月 21 日働く日がございますので、大体 14 万 1,000 円ぐらいの給

料表のところを使います。これは行政職給料表の1 - 1、1号級のところで14万1,000何がしというところを当てます。そして、6月と12月に1.3カ月分、それぞれ期末手当を支給いたします。そうなりますと、大体期末手当で36万円程度、増額した金額が年間の収入となります。ですから、毎月14万1,000何がし掛ける12カ月とそれから期末手当、6月と12月に1.3カ月分、36万円、これが増額となります。ただし、令和2年度は4月からこれを施行しますので、4月、5月分の期末手当しかなないので、それは1.3カ月の30%分しか出ませんので、6月はちょっと少なくなります、令和2年の6月におきましては。令和3年から確実にその方が更新された場合は1.3、6月1.3、12月1.3の年間2.6カ月の期末手当が支給されることになります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 3回目の質疑なので、1つは、日額6,500円ということになると、それは、現在の臨時職員の事務補助でやっておられる臨時職員の方の賃金というんですけど、この場合報酬になるはずなんですけど、賃金とその報酬との比較ですか、日額での比較がどうなるということが第1点。

期末手当はわかるんですけど、毎日の日額、そして、月額が現在の臨時職員の賃金と比べてどうなるのかということと、それから、2点目の質問は、例えば、退職した正職員の補充でフルタイム会計年度任用職員を募集して、現在の臨時職員よりよい条件で会計年度任用職員を雇用するということをしようと思えばできるわけです。正規の職員の人が退職して、そのかわりにフルタイム会計年度任用職員を募集するということで、例えば、20ページの下のほうにフルタイム会計年度任用職員のあれが、職務内容が載っていますが、規準となる職務ということで、1級とかは別にはないんですが、2級、3級となると結構高度な知識を必要とするとか、技術を必要とする、経験を必要とする職務というのもいわゆるフルタイム任用職員として雇おうと思えばそういうことはできるわけです。だから、行政職1級で雇用すれば、責任を持ったこの仕事も可能となるわけです。だから、正規職員にかわってフルタイム会計年度任用職員をふやせば、正規職員を減らして、いわゆるフルタイム会計年度の任用職員というのをふやしていけば、正規職員を減らして、そういう結構責任を持って職務には当たれる、いわゆる今でいう臨時職員というのを採用できるということになると思います。このところが各自治体でも敬遠

されていまして、今そういうことをやるということなないにしても、将来にわたって、この制度が残っていけば、そのときの執行部はそういうことをすることも可能だということで、いわゆるこの制度を利用して、正規職員をフルタイム会計年度任用職員に置きかえることも可能なんです、将来にわたってそんな懸念はないと考えておられるのかどうか、その点のことについて答弁を求めます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） まず、1点目の現在の賃金で払っているのを金額比較するとどうなるのかというところでありまして、会計年度任用職員制度に変わると、月額4,893円増額されます。そして、日額で申し上げますと、現在6,500円なんですけど、これが割り戻して計算しますと6,733円ということで233円アップすることになります。時給に関しても当然上がることになります。今時間級が850円ありますが、これが898円に上がります。これが比較した金額の答弁です。

そして、次に、20ページのフルタイムの職員に雇うとか、そういうふうにするという懸念はないのかという御質疑であったんですが、まず、この別表2、別表3の1級、2級、3級、これをちょっと説明を申し上げますと、これは現状的な仕事といいますか、調理さんであるとか、それから、校務員さんであるとか、それから、清掃員であるとか、そういう方の級でありまして、行政職の2表になっておるんです。それで、その中の1級、2級、3級を設けておるところであります。

それで、そういうフルタイムにするのは懸念はないのかという御質疑であったと思いますが、現在のところ、全て事務的な補助ということで、そういう懸念は払拭していただきたいと、そういうことは考えておりません。

以上、答弁いたします。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

5番、七良裕 光君。

（5番 七良裕 光君 登壇）

○5番（七良裕 光君） 13ページの期末手当のところに、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く）という表記があるんですが、この規則で定めるものとはどういう方を指しているのか、お尋ねいたします。

（5番 七良裕 光君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 七良浴議員の御質疑にお答えをします。

この期末手当の支給の対象者をどのように考えておるのかという御質疑だと思います。

これは、当町は雇用保険加入者に期末手当を支給したいと考えております。つまり、任用期間が31日以上あって、1週間の所定の労働時間が20時間以上である方、この方に雇用保険を掛けておりますので、期末手当も支給いたします。ですから、20時間未満の方には期末手当は支給しないということに、そういう規定を規則のほうで定めるということでございます。

以上といたします。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良浴 光君。

○5番（七良浴 光君） ただいまの説明では、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員のことを言っていると思うんですが、20時間未満の職員もフルタイム会計年度任用職員になるわけですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） フルタイムの任用職員と申しますのは、正規職員と同じ8時30分から5時15分までの方をフルタイムの任用職員と申します。それで、その方がずっと毎日来ていただければ絶対フルタイムになるんですが、1週間のうちの20時間未満であればパートになりますので、その方には支給はされないということで、ちょっとすみません、答えになっていないですね、ちょっと休憩してください。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前 9時20分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時21分）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 申しわけありません。フルタイムの方であっても、非

常にまれだとは思いますが、病気であるとか、そういうことで無給になったりすることもあります。ですから、そういうときに1週間20時間以上でなくなってしまうこともあるということでもありますので、非常にまれなケースではあるかと思いますが、そういうこともありますので、20時間下回ることもあるということを前提に規則で定めるということにさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 少し確認したいんですけども、1つは、田代議員の質疑の中で、日額で今810、金額をもう一度確認したいと思います。

それから、これも田代議員のほうの質疑にあったんですけども、来年以降、やめられる職員ですね、その職員さんの後継として入れる職員が正職員であるのか、今の説明では正職員というふうにとれるのではないかというふうに思いますけれども、そのところが会計年度の任用職員として採用するのか、それとも、全て町の正職員としてやっていくのか、その辺のところ、確認をしたいと思います。

以上。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） そしたら、美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、日額の費用ですね、現在は6,500円なんですけど、4月以降の日額が6,733円になります。それから、正職員が退職された後、それはやはり定員適正化の計画も踏まえまして、正職員の退職の後には正職員がその仕事を行うべきであって、あくまでも会計年度任用職員というのは事務的な補助ということになりますので、一般職員に変えたりとか、また、あるいは、逆に正職員の後、会計年度任用職員でやってもらうというようなことは今のところ考えていないということでございます。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 日額6,733円ということで、これでいったら時間給幾らになるのか、聞きたいと思います。

それと、今正職員がやめた後の後任は今のところ会計年度任用職員を当てるということは考えていないということなんですけど、今のところというのは非常に気にかかるところなんですけども、当然会計年度任用職員をもし採用した場合は、例えば、定年でやめられたと、その方をまた入れるとか、そういう形でずっとそれも3年やったかな、3年ごとのそういう採用のあれさえすれば、その方が元気なうちはずっと雇っていけると、そんな形になるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺のところ、今のところというのは非常に気になるんですが、その辺のところについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） まず、時間給にしますと、先ほど日額6,500円で、それが6,733円に変わりますよということで、その時間はどうなるのかということで、それは時間給は850円から898円に一般的な事務補助の方はこの金額になります。

そして、美濃議員のもう一点の御質疑であります、正職員がやめて、そして、多分再任用のお話になっておると思うんです。それは職員が60前、前は60ですけど、それでやめて、年金をもらえる年の前まで雇用されるという、それは再任用という制度であります。それで、議員おっしゃられている、会計年度の任用職員制度とはただちょっと話が違ふと思うんです。3年とおっしゃったのはその意味ではなかったんでしょうか、違います。会計年度はもう何年でもいけます。1年ごとの更新で定年制ではありません。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 会計年度の任用職員として、一旦やめた職員が、ということで採用された場合に、私は3年というふうな質問、一定の基準があるというふう聞いておったので、それがないとして、1年ごとでしたら、1年ごとの改正でずっと来てもらえると、そういうことになってくるんですよ。だから、そのところ、先ほど、今のところは考えていないということでございましたけれども、そのところが正職員がやめた後の後継というのか、町として職員さんがだんだんだんだんとそういうふうな正規の職員が減っていくと、こういうふうな可能性というのはないと、そういうふうなところを、要するに担保できることができるのかどうか。もちろん町長がかわってしま

えば、今言うてもろっている、それもややこしいんですけれども、そんなところがきちんとこの条例ができるについて、我々が賛成するということについてそのところが大丈夫であるのかどうか、その辺をきちんと聞いておきたいと思うんです。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員の再質疑にお答えをいたしたいと思いますが、いろいろ御心配をいただいているのは、正職員の補助をこのタイム職員に割くん違うかと、こういう御質疑であろうかと思いますが、そうしたことはございません。あくまでも正職員は正職員、そして、会計年度、この職員については職員ということでございますので、やはりそこははっきりと補助的な立場、そしてまた、主としての立場、それはもうさまざまでございます。そんな中でございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

7番、西口君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） すみません、先ほど、七良浴議員の答弁の中で、週に20時間以上という、そういうふうな答弁がございました。そのときに、病欠とか、そういうふうないろんなことも起こり得る中で、例えば、週20時間というのは平均の20時間というふうに理解してよろしいですか。例えば、今週10時間しかできやなかったということも起こり得ると思うんです。そうしたら、ほかの週に30時間やっていたら、平均ということになってくるけど、そういうふうなことの理解でいいのかどうか、その辺の確認だけやっておきたいと思います。

（7番 西口 優君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 西口議員の御質疑にお答えをします。

まず、雇用契約するときに、あなたは1週間に何曜日と何曜日と何曜日のそれで大体20時間以上とかという契約をしますので、初めだけたくさん働いて後は何でもないかという、そういう雇用形態ではほとんどないので、おおむね1週間の決められた時間でしていただくということで、平均というのが正式に正しいのかどうかというのは私もちょっと今判断はできかねるんですけど、雇用形態の範囲を逸脱していない状況であれ

ば、それは２０時間以上であると認められると思いますので、そのぐらいしか私も専門的な知識がないのでお答えできません。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ７番、西口 優君。

○７番（西口 優君） 大体そういう週に何日か出てきてと、そこまではもちろんわかります。だけど、しょせんは生身の人間ということで、体調不良ということも起こり得ると思うんです。そういった場合、月曜日に出てきてくださいよというやつが月曜日に来れなくて火曜日でも行けるのかと、そういうふうなことが起こり得るかなと思うので、一応文章的にはその週２０時間というのがこの月、今週とかというふうな単位であつたら、休まないかんというふうになってくる、その週２０時間ということに該当するかせんかという、こういう部分でどうなのでしょうということを聞いているだけなので、大体今週は出てこれやなかったけども、先週倍やってくれているから、そういうことも起こり得るのかなと、こういう部分でどうなのでしょうと聞いているだけです。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 恐らく任命権者が指定する日とか、変更する場合も可能なので、当然振りかえるということも可能ですし、また、有給休暇というのも当然ありますので、有給休暇は勤務に入りますので、そういうので恐らく２０時間以上は確保できるであろうと考えております。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（伊都堅仁君） １番、桐山尚己君。

（１番 桐山尚己君 登壇）

○１番（桐山尚己君） 先ほどからほかの議員からの発言にもありましたけれども、この新しい制度を導入することによって、誰かが不利益をこうむらないのかという懸念が残っているということになろうかと思うんですけれども、全般的に見て、現在、非正規雇用されている方にとっては、これは有益だというふうには理解できるんですけれども、先ほど美濃議員のほうからお話もありましたけれども、正規雇用の方の数が減っていくおそれがあるのではないのか。それはあくまでも補助的なものに限るので、そういう懸念は今のところはないというお答えでしたけれども、これは自治体もそうですけれども、民間の企業も過去２０年、３０年にわたって、正規雇用が減って非正規雇用がふえてきているわけですね。民間の企業であれば、非正規雇用をふやして、何とか利益を

捻出すると。景気がよくないにもかかわらず、過去最高益を出したりとか、過去最高の内部留保になったりとか、そういう状況が発生しているわけですね。自治体に関しても非常に厳しい財政状況の中で何とかやりくりをしていくためにということもあってと思うんですけども、非正規雇用がどんどんどんどんふえてきているという状況の中で、非正規雇用の条件を、雇用条件を改善するのはいいんですけども、将来この流れがどんどんどんどん続いていって、非正規雇用がふえるということも十分考えられるんです。だから、そのところを先ほど美濃議員が指摘されているんだと思うんですけども、これは将来にわたってそういうことはないということの担保は現実問題として私はできないと思うんですけども、現段階での執行部としてそういう考えは一切ないよというお考えをもっとはっきりとお聞かせいただければなというふうに思います。仮にそうであったとしても、将来の執行部がどうなっていくかというのはわかりませんから、それは我々議員としてしっかりとした目を持って、そのあたりはモニターしていかなきゃいけないんじゃないかというふうには思っていますけれども、そのあたりの執行部の現在の御意向というのを再度、はっきりとお聞かせ願えればと思います。

以上です。

(1 番 桐山尚己君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 桐山議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、不利益はないのかということで、議員もおっしゃっていましたが、確かに給料も上がるし、いろんな手当であるとか、そういう待遇も職員並みに制度はなっておりますので御安心をいただきたいと思います。

それから、職員の定数とかのことも案じてくれておるんですが、職員の定数というのも条例で決まっておるところでもありますし、しっかりと今の職員で頑張っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第 107 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

6 番、田代哲郎君。

（6 番 田代哲郎君 登壇）

○6 番（田代哲郎君） 賛成討論を行います。

この議案に賛成する理由というのはただ1点、今まで非常に劣悪な条件であった臨時職員、賃金が安いし、それに期末手当も出ないという、非常に劣悪というか、大変厳しい条件の中で働き続けてきた臨時職員の待遇がパートタイム会計年度任用職員ということで、時給がちょっとだけ上がると、そのおかげで日給もちょっと上がると、何よりも期末手当が支給されるということで、これは自治体によってはいわゆる報酬のほうを下げて、ちょっとだけ下げて、期末手当を支給する財源にしているというところもあるようですが、それは一切やらないという、あくまでもパートタイム会計年度任用職員の待遇になったら、今の臨時職員の処遇は少しだけですがよくなると、期末手当が支給できるという非常にそういうところもあって賛成するものです。

でも、ほかに他の議員さんたちが質疑の中で指摘していますように、まず何よりもパートタイム任用職員とフルタイムではかなりの格差があるんです。フルタイムは雇わないという、雇用されることはないということですけども、かなりの差が待遇に、処遇に差があります。それと、先ほどから指摘されているように、正職員のかわりにフルタイム会計年度任用職員を雇用することはないと、当局のほうは断言されていますので、それはそのまま信用しますが、自治体の中にはそれを考えない自治体も、考える自治体もあるかと思います。だから、そういういろんな問題点はありますけども、いわゆる今まで非常に悪い条件で期末手当も支給されなかった、いわゆる臨時職員の方がよくなるということで賛成いたします。

（6 番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１０７号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第１０８号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第４、議案第１０８号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１０８号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第１０８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第１０９号 紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の制定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第５、議案第１０９号、紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１０９号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１０９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第１１３号 紀美野町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置
条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第６、議案第１１３号、紀美野町立学校の学校医、学
校歯科医及び学校薬剤師設置条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１１３号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１１３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第１１４号 紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例に

ついて

○議長（伊都堅仁君） 日程第7、議案第114号、紀美野町国民健康保険診療所
条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） 質疑を行います。

現在の小川診療所の診療状況というんですか、患者さんの受診状況はどうなっている
のか、その点について答弁を求めます。

（6番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

年々患者数も減少しておりまして、10月末で1日当たり1.6人となってございま
す。また、12月初めに調査したところ、現在は月1回の受診で3名の患者さんが来ら
れるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 小川診療所は週1回の診療日になっていますよね、その点
を確認します。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 田代議員の再質疑にお答えいたします。

毎週火曜日午後1時から4時までの厚生病院より医師及び看護師、薬剤師の訪問をい
ただきまして診療を実施してございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 志賀野診療所がなくなりまして、これに引き続いて小川

診療所のことがそういう上程されてきているわけでございますけれども、基本的に人口が減ってきているわけですね。そういう中で、患者さんというの減ってくるという状況があるかというふうに思うんですが、その地域の方との問題でどうなっているのか、やはりだんだんと公的なところがなくなっていくということになってくると、その地域にとっても寂しいという感じが出てくるわけですね。端的な話、旧上の上神野というところは、そういうことで、美里自体も上神野には一切そういうふうな公的なものはない状況でありました。そういう中で、いろいろと地域の方々が診療所をつくってくれというふうな、ほとんどの方が署名して運動をやったんですが、これも現実にならなかったわけでございますけれども、そういうような点から考えて、地域の方々との関係で、診療所でまちおこしというようなことも考えられんわけですが、その反対の状況についてどういうふうに対応されてきているのか、お聞きしておきたいと思います。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

事前ではございますが、地元区長会、代表様を初め、御相談させていただきましたところ、地域としましては、議員おっしゃるとおり、週１回とはいえ、なくなるということについては寂しいところもあります。ただ、医療機関にも交通網の整理等により、通院の時間も短縮されまして、行政への経費も考慮し、理解するという事で御理解いただいているところでございます。

ただし、現在の通院する患者さんに十分説明をし、了解を得るよという事で説明をさせていただいております。

それから、他の医療機関についてもこういうことになった場合はよろしく願いしますという事で御説明もさせていただいております。厚生病院の先生からもきちっと説明もさせていただくことになります。御理解賜りたいと思います。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） 町としてはできるだけスリムな形にしていくことによって町の財政等についても考えていきたいと、それはわかるんですが、しかし、こういう医療機関がなくなっていくということについては、課長の答弁にあったように、

やっぱり寂しいというふうな、その地域のやはり、早い話が火が消えるとかいうことはありますけれども、そんな状況につながっていく問題が心配されます。今後、介護タクシーが、ああいうふうに乗り合いタクシー的な非常に交通の利便が完全に整備されていく、そういうふうな状況があればいいんですけれども、小川といえども、本当に広くて、生石山の下まで、全部生石山か、その上のほうに近いところまで家があるという地域ですよ。そういう方々がやっぱりだんだんと独居という方々がふえてきているというふう考えた場合に、それじゃあ厚生病院に行ってくれよとか、民間の医院に行ってくれよというふうなことではやはり問題があるかというふうに思うんです。そういう点で、経費削減ということでございますけれども、しかし、必要なところは必要としてやっていかなきゃならないという、町長もそのお考えはあつてのことだと思うんですけれども、その経費削減が一つの大きな理由であると、それならば、考え直すことが必要ではないかというふうに思いますが、もう一度、お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質疑にお答えをいたしたいと思いますが、やはりこの状況というのは日々変わってきております。そうした中で、当時は確かに小川診療所というのはいろいろ利用されておった。そんな中でございますが、やはり交通の利便性等々があつて、今の現状は先ほど課長が申し上げたとおり、1カ月に3人とか、1人、1.6人とか、こうした利用状況でございます。そうした中で、やはりこの交通状況等を考えて、やはり住民の方の了解をいただく中で、統廃合というんですか、廃止ですか、これをしてきたというようなことでございます。また、交通の利便性等々も今後ともいろいろ考えながら、これについては廃止をしていきたいと、そうした思いでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 3回目ですので、町長が言われることもわかります。しかし、この公的なところがだんだんなくなっていくという、その地域というのは相当地域の火が消えていくという状況が生まれてくるんですよね。しかも、小川というのは一つのこういう限られた袋のような状態の中で、そこにあった公的なところ、それがなくなるということはやはり私はこれからのこの地域に対して大きな影響が出てくると、こういうふうを考えるわけです。町長も言われるように、厚生病院というのは地域の中核病院として残さなきゃならないということで運動が一つ起こっていると思うんですけれど

も、そういうふうな点から考えても、地域の中核病院として小川以外にも細野や真国やというところがあるかと思いますが、だんだんとそれがなくなっていつて、説得力にも欠けてくるのではないかというふうに思うんです。削減の理由の大きいところが、経費削減とするならば、町としても今現在やるべきではないというふうに思いますけども、もう一度御答弁いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 先ほど私が説明させていただきました、町財政の経費も考慮してというのは、区長さん方の考えでございます。町はそうした説明ではございません。

それと、医療費の分析等、現在実施してございます。志賀野地域、小川地域に対しても患者さんは体調が悪くて受けたいときに受けられる、そうした医療機関で受診されるということの結果も出てございます。他の病院等々で受診されている方が大多数でございます。そうした中で、区長さん方も道路網の整備ができていますということで御理解賜ってございます。どうぞ、今回厚生病院等の訪問診療等も受けていただくこと等もいろいろ考慮してございますので御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第114号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） 1回の、1日の1回開いた診療日1.6人程度の患者さんで、今は3人の常連の患者さんがいると。これがゼロだったら私も言わないんですけども、それでも患者さんがある限り、公的診療所というのは残すべきだと思います。でないと、民間の診療所で補えることではないので。それから、先般の同僚議員の厚生病院についての質問の中で、あの424の病院名を公表したのは2017年6月1カ月間の診療実績で、手術後の数が何件あったとか、採算がどうであるとかという、患者数がどうであるとかいうことを基本にして出して、過疎地域とかの現状とか、そういう状況

をほとんど無視して現況を見ていない判断だということで答弁されましたが、やはり公的医療というのはそういうことだと思います。採算がとれるかどうかということよりも、地域の安心というか、安心して暮らせる地域を保っていくかどうかという、そのために厚生病院があるんだろうと思います。この過疎地で安心して暮らしていける、そういう地域をつくり上げていく、保っていくということだと思います。そういう視点から考えれば、やっぱり患者さんがある限り、公的医療機関として存続させていく必要があると思います。今小川地域から厚生病院に通っておられる方もあると思いますが、そういう患者さんもやがて高齢化してくると地元の診療所ということになりかねないのですが、なるかどうかはわからないんですけど、なりかねないということがあろうかと思いますし、診療所が開いている日はちょっと受診してみようか、受診するということもできると思います。やっぱり近くにそういう定期的に開かれている診療所があるよということはやっぱり過疎地域の安心を保つためにもぜひとも残していくべきだと思って反対討論をいたしました。

以上です。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 反対討論ありませんか。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番 (美濃良和君) 私も反対の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

このことについては、確かにだんだんと患者さんも減ってくるということでございますけれども、人口も減っているんですから、当然患者さんも減ってくるということにつながっていくと思うんです。町として、先ほどから質疑で申し上げているとおり、この地域に対して応援をするという、そういうところがあってこそ、地域の人たちにも町との関係に信頼が生まれてくると思うんですけれども、公的なところがだんだんとなくなっていく地域というところはもちろんその人口が全体に減っているところもあるでしょうけれども、やはりその地域の元気がなくなっていくという、そういうことにつながっていくと思います。そういったように、先ほども申し上げましたけども、地域の中核病院としての厚生病院を守っていく上でもやはりこの地域の診療所、これは残すべきだと

いうふうに思うんです。そういう立場からこの条例案に反対いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから、議案第 1 1 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第 1 1 4 号は可決されました。

◎日程第 8 議案第 1 1 5 号 紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 8、議案第 1 1 5 号、紀美野町鳥獣被害対策実施隊
の設置に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第 1 1 5 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第 1 1 5 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第116号 令和元年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第9、議案第116号、令和元年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について議題とします。

これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

(7番 西口 優君 登壇)

○7番(西口 優君) 説明資料で尋ねたいと思います。

説明資料5ページの光ケーブル架設変更工事費というのを、この変更理由というのを聞かせていただきたいと思います。

それと、10ページの委託料、町道鎌滝柴目線測量設計業務委託料6,373万円が計上されています。その下に工事請負費の減額、公有財産購入費の減額と、こういうふうになっています。ということは、もともと予定されていたその場所が町道鎌滝線4,715万円の減額と647万円の公有財産購入費の減額ということから考えると、本線がどこかに変更になったのかなと、そういうふうに思うんですけど、もともとそういうふうに予算が組まれていたものが変更になっているということについて、どういうふうな経過でこういう、どこへどんなになったのか、説明願いたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) 西口議員の予算に関する説明書の5ページの電子計算費の15節の工事請負費、光ケーブル架設変更工事の360万8,000円のこの工事に至った原因はどうかという御質疑であったかと思います。

これは、大角地区において、ケーブルの破損と申しますか、昆虫、もしくは、小動物にかじられたという痕跡がございました。大変小さな穴で穴をあけられておりまして、そして、ケーブル自体、中の芯が利用できなくなったということで、非常に小さなものであったので、特定するのも結構時間がかかります。それで、高いところに線をはわせていますので、調査とか、修理にも結構なお金がかかったわけなんですけど、やはり昆

虫、もしくは、小動物というのはやっぱり山の中をケーブルが走っていますので、今後もあり得るのかなというふうにちょっと危惧をしているところであります。

以上です。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) それでは、私のほうからは10ページの西口議員の御質疑、7款土木費、2項道路橋梁費の中の13節委託料の町道鎌滝柴目線の測量設計委託料の6,300万円についてでございます。

この事業に関しましては、ことしから始まった事業ということで、まず、道路の詳細設計というのを発注してございます。続きまして、この路線には橋梁とトンネルがございいます。橋梁の詳細設計も発注をしてございます。ただ、トンネルの発注するに当たって、実施設計など6,300万円不足してきたということでございますので、今年度において発注をかけたいということで、今回、ほかの工事費が要らないとかというわけではないんですが、まずトンネルの測量設計を優先して行いたいので、ほかの科目を流用してこれに充てたいということでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 7番、西口 優君。

○7番 (西口 優君) まず5ページの大角地区で昆虫にかじられたと。全国的にもこういうのはあんまり聞いたことはないんですけど、その改善策というんですか、今回360万円かかっているという。だけど、そのままの状態でつけると、またそういうふうに被害に遭う可能性がある。その対策というんですか、そういうことで利用できなくなったら非常に不便に感じる、だから、改善策というか、そういうふうな対策は講じてすぐに改善するというのでなかったら、もう一度同じことが起こり得ることになるかなと思うんですけど、その辺についての考え方をちょっと聞かせていただきたいと思います。

それと、10ページの設計業務委託料、トンネルの6,373万円という部分が、だけど、工事請負費と公有財産の購入費というのはもう計上されていて、それを減額す

るということについては、当初の見積もりから考えたら片一方、予算が計上されていなかったら減額になっていませんわね。その当初の見積もりはどうあったんやということに、当初の見積もりがもともとあるから減額されているというふうに理解するんですけれども、最初の設計段階でそういうことの、計画に入っていなかったのかどうか、とこういうふうな部分をちょっと疑問に思うんです。だから、その点についての再度の説明を願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 以前にもリスにかじられてというのが1件ありました。それから、アリに、アリが入って、かんではないんですけど、アリも結構この線にあがっているということも確かに聞いております。それで、そういうことを補修業者とかにもお話をさせてもらっておるんですけど、昆虫なり、動物を嫌がるような薬品とかそういうものがケーブルの中に入っていれば、単純に私は思うんですけど、そんなのやったらうまいこといくのになとは思いますが、技術的にはどうなっているかわからないですけど、恐らくそういうことも研究はされていると思うんですけど、現在、今町内、張りめぐらせているのはそういうもの全てにかえるということも当然できませんので、これから起こる可能性はあると思うんですけど、できるだけ早く復旧するように努めるということに取り組まないといけない、そのぐらいしか現在のところお答えすることはできませんので、よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 私のほうからは、西口議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

当初のほうから見積もりがあったんではないかということなのではございますが、道路の計画というのは当初概略設計というのを行います。そのときに、つかみといいますか、例えば、メーター単価で幾らであったりとかというような中で、事業費を決定していった、それを詳細設計にやっているのを入れながら、実際の金額をつかんでいくというやり方をやっていくわけでございます。ですから、概略設計から当初の実施設計、制度のあるものに組みかえたときに当然、見落としているもの、一部調査が入っていないもの等々も出てくるわけでございます。ですから、精度を出していくという中で金額の変更というのはおのずと出てくるということになってございますので、御理解を賜りたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） すみません。3回目、ちょっとざっと聞いておきたいと思っています。

5ページの今の部分、今現在つけられているやつをそのまま改善というか、同じものをつけたらまた起こり得る可能性がある、確かに町外で、町内でそこしか起こっていないんだったらその1カ所しか可能性としては、だけど、その都度、今回360万円もかかっているということについて、同じ形のものをつけたときに、またそういうことが起こり得る、相手、小動物にしても、昆虫にしてもめようがないわけや。だから、どこかにそういうふうな勉強して、全国的にどこかにそういうふうなことの対策をしているところがあると思うんです。それでなかったら、利用者に対して非常に不便を与える、通信がうまくいかなかった場合。そういうふう考えたときに、もう少し研究して、このように改善しましたというのでないと意味がないんじゃないかなと思うんです。もともとそういうふうに行っている、そんなことを想定外といえば想定外かも知れないけども、想定外が起こるんであったら、ああ、想定外が起こったから、次はこういうふうに変更して起こらないようにという部分でなかったら、直してもらるのはそれはもちろんありがたいけど、そういうふうになってしまっているんじゃないかなと思ってしまって、その辺どうでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 今回、大角地区で非常に山に迫っていて、そして、木とかも生い茂っているようなところでありましたので、この架設、今回この工事によって少し山側から遠ざけて、そして、木とか、そういうものを線にかからないように、そういう山側から離して、今回架設を、工事をさせていただきました。それで、それでも100%よくなるとは思えませんが、大分改善はされていくのではないかと。そういうことで、補修業者さんも常に入って、できるだけ線にかかっているものは枝とか葉っぱとかは切っていただくようにはしておるんで、そういうことをしてもやっぱり動物なので、移動していくので、100%なくなるということは今後もないと思います。

それと、先ほどケーブルの中に何か薬品とか、そういうことを私、申し上げたんですけど、実際、からしが入ったのは動物が嫌うというようなこともありますので、そういう線の設置もやはり今後考えていきたいと思いますので、御理解をいただきたい

と思います。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

2 番、廣瀬隆一君。

（2 番 廣瀬隆一君 登壇）

○2 番（廣瀬隆一君） 先ほどの建設課長のちょっと答弁の中で、概略設計をやって、最終的に詳細設計に入ることによって、この金額が、ごめんなさい、言い方が悪かった。

○議長（伊都堅仁君） ページ数を言ってください。

○2 番（廣瀬隆一君） すみません、10 ページの13 節のところですね。

測量設計業務委託料ということで、基本的には先ほどメーター単価とかいう形で概略の費用を出してということだと思うんですけども、先ほどトンネルとかということであっても、最初からトンネルがなくて、トンネルの計画がなくて、トンネルが後から出てきたということであればトンネルの、例えば、設計費用というのは生じるわけですよ、変更ですから、完全に内容の。ただ、多分当初より工事の予定というのか、内容に関してはある一定の範囲があったと思うんです。その中で、やっぱり設計委託ということになると、若干の変更とか、足らなかったということであれば理解はできるんですけど、詳細設計ですから、ちょっと細かい見積もりが手元にありませんのでわかりませんが、そういった意味でいくと、概略でもある一定の、また、先ほどメーター単価というお話がありましたけども、それであれば、メーター単価の設定の問題も当然生じてくるというんですか、細かい話でいうたら、5 万で設定するやつを6 万にするみたいな話だと思うんですけれども、そういった意味ではこれは漏れというふうに考えてもいいのか、完全に、それとも、大幅に新たな負担が大きくなったというふうに考えた方がいいのか、ちょっとそれだけ答弁願います。

（2 番 廣瀬隆一君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうから10 ページの廣瀬議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

土木費の2 項の道路橋梁費の13 節委託料のトンネルの6,300 万円でございますが、漏れといいますか、当初に今実際のところ予定していなかった水門調査というのが

必要になってきたんですね、現況を詳細に詰めたところ。というのは水の流れとか、影響とかという調査も必要になってくるという中を積み上げて、それで6,300万円要ったのかといったらそうではないですが、入り口の詳細設計とか、道路の取り付け部分の詳細であつたりという部分で、やっぱりどうしても当初の概略の金額との差異が生じたということで今回お願いするということでございますので、御理解を賜りたいと思っています。

以上でございます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

6 番、田代哲郎君。

(6 番 田代哲郎君 登壇)

○6 番 (田代哲郎君) まず、予算説明書の3ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、総務費国庫補助金で、1節総務費補助金、個人番号カード利用環境整備維持補助金14万3,000円の計上です。補助金の充当する事業について答弁を求めます。

それから、19款の繰入金、同じページですけど、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金で7,494万1,000円の計上です。繰り入れ後の基金の残高はどうなるのか、答弁を求めます。

歳出に移ります。

4 ページです。

4 ページに2款総務費、総務管理費、それから、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金で、和歌山大学大学院研修負担金58万円が計上されています。この事業の内容について説明を求めます。

それから、6目電子計算費、4ページから5ページにかけてですけども、多分先ほどの歳入の補助金の充当先はこれではないかと思うんですけど、電子計算費、11節需用費、印刷製本費14万3,000円、そっきりのそのままの金額なので、多分ここではないかと思いますが、内容の説明を求めます。

以上です。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君）

田代議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、予算に関する説明資料の３ページが一番上段ですね、総務費国庫補助金の個人番号カード利用環境整備費補助金のこの充当先なんですけど、これは議員おっしゃるとおり、５ページの上から２段目の需用費のところの印刷製本費１４万３,０００円、これに充当しております。説明はまた後ほどさせていただきます。

続きまして、３ページに戻りまして、財政調整基金繰入金、この補正後の繰入金はどうなるのかということでございますが、申し上げますと２３億５,７３３万４,０００円でございます。

続きまして、４ページに移りまして、一般管理費の中の１９節負担金補助及び交付金５８万円を計上しております。和歌山大学大学院研修負担金でございます。この内容ですが、まず、和歌山大学の大学院、観光学研究科というところに派遣をします。社会人短期履修制度というものでございます。これで職員１名、町で公募しまして、そして、複数の応募があつて、そして、それで選考して今度この大学院に行くための入学検定、これを受けていただくと、入学検定、その入学検定料として３万円、それから、合格したときには当然入学納付金というのが２８万２,０００円必要です。それと、前期の授業料２６万７,９００円、これも町が持ちまして、１名を和大学の大学院観光学研究科のほうに派遣をしたいと考えております。

それから、５ページの電子計算費の１１節需用費１４万３,０００円、これは印刷製本費なんですけど、この説明を申し上げます。

これは国のほうで、消費税増税に対して経済活性化策として令和２年９月、オリンピックが終わったところから、９月から令和３年３月までマイナンバーカードを持つ人向けにポイント還元を行う事業を予定しております。最近、メディアでも報道されるようになってきておりますが、この事業がどういうものであるかというこの施策とか、そういう手続の説明のチラシを印刷する、そのための費用です。補助率は１００％ということになっております。

ポイントの還元の手続等私も新聞とかでしか把握はしていないんですけど、スマートフォンとか、まず、スマートフォンとかパソコンからマイキーＩＤというのを取得して、そして、パスワードを設定するところから始まっていくわけです。これは各自、皆さんでもできるんですが、役場でもそういう設定する支援をしていきたいと考えております。そして、電子マネーであるとか、スマホの決済、〇〇ペイとか、そういう

もので決済をしたときに、上限を5,000円、2万円購入して上限5,000円のポイントが還元されるというようなことを進めようとしているので、そのための啓発用のチラシとか、広報のようなものをするということでございます。

以上、答弁いたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 簡単にお聞きしたいと思います。

1つは、先ほど田代議員の質疑の4ページ、和歌山大学研修負担金ですか、これで1名の町職員に大学院に行ってもらくと、1年間。この方を町としてはどういうふうに卒業後、どういうところに、どういうふうにやってもらおうというか、町でやってもらおうというふうに考えておられるのか。

それからまた、今後はどうするのかについてお聞きしておきたいと思います。

それから、次の5ページ、今電子計算費の中の需用費の印刷製本費として14万3,000円、これはポスターとか、そういうものをつくるということでございますけれども、結局、今課長の答弁のあった人がそれをスマホなりに入れて使う場合、それはどういうところで使えるのか、お聞きしたいと思います。

さっきのプレミアム付商品券ですか、2万円で2万5,000円分使えるという、あれは結局10%の方、現在しかも買いにいつておられないということでございますけれども、これはそういうふうに所得の限定はないようですので、幅広い人が使えるということでございますけれども、本当にそれが使えるのかどうかについてお聞きしておきたいと思います。

それから、すみません、11ページの住宅管理費の需用費の100万円ですね、修繕料、これについてもお聞きしたいと思います。13ページに社会教育費の中の星の動物園ですね、このところで修繕料95万1,000円ですけれども、これ、今大きく天文台についてを光を当てるというふうな形になってきているわけでございますけれども、これとの関係でどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

それから、12、13ページに学校の遊具の修繕料が小中あがっております。遊具というのも大変なことで、もし事故が起こった場合のその責任というのが大きいので直し

ていくということは当然必要なんですけれども、あと学校関係で修理等については大丈夫なのか、お聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをします。

まず、和歌山大学大学院、ここを出た後、どういうところかというようなお話であったかと思います。和歌山大学の観光学研究科の募集要項の中にもありますとおり、この研究科というのは観光、まちづくり等に従事する倫理的、実務的な教育を受けた専門的職業人及び観光分野において高い専門知識を持ち、応用力、創造力、そして、人間性に富んだ国際的視野で行動できる人材を育成するという教育目的が書かれています。したがって、当町も観光であるとか、交流人口をふやすとか、そういう、あるいは、移住・定住、そういうような問題も他市町村からも注目されているところでもありますので、恐らくこういう分野についていただければいいのかなというふうに私は考えておるところであります。

それから、ポイントの使うところですね、ページ5 ページの印刷製本費に関してのどういうところで使えるのかということでありますが、先ほど議員おっしゃられた、プレミアム付商品券、これは町内に限定してのこととございましたけれども、この事業に関しては、どこでも電子マネーが使えて、スマホの決済ができる、町内に限らず、どこでもオーケーだというふうに認識しております。

以上、答弁いたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、私のほうからは美濃議員の御質疑にお答えをいたします。

予算に関する説明書の11ページをお開きください。

7款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費、11節需用費、修繕料100万円でございます。これにつきましては、町営住宅の老朽化による修繕や町営住宅退去に伴う室内

修繕の補正をお願いするものでございます。主に、下佐々第8団地の水道メーターの取りかえや安井団地の流し台の取りかえ等々でございます。今後も突発的に修繕費用が必要になってくることが見込まれるために補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 私の方からは、12ページ、13ページの関係の遊具の修繕について回答させていただきたいと思います。

まず、今回遊具、所有する遊具全てを点検した結果、修繕が必要なものにつきまして今回予算計上をいたしておるものでございますので、修繕の漏れというのはない状況だと認識してございます。

あと、13ページの星の動物園の関係の修繕の95万1,000円です。

今後の星の動物園の関係の整備の関係とは直接的には関係ございませんが、園内道路での凹凸がありましたので、その分をアスファルト舗装をし直すというための修繕費の計上といたしております。

以上です。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 4ページの和歌山大学なんですけれども、応用力とか、創造力、それから、移住や観光等に頑張ってもらうんだということで、この職員に大学院に行ってもらおうということでございますけれども、そもそもこういうふうなことがどうして起こってきたんですか、何かそういうところで不足するものがあるから、こういう職員を勉強に行ってきたというふうになったと、そういうふうな、どういうところから始まってきているのか、その辺は町としてその初め、そのところをお聞きしたいと思います。

それから、消費税でございますけれども、実際にマイナンバーとの関係で絡んでくると。実際マイナンバーはいろいろプライバシーのところは今電子関係では神奈川県ですか、あっちで大きな問題を起こしていますけれども、非常に心配な部分があるわけでございますけれども、あえてこういうところにつながっていくということについては非常

に危険なところも出てくるのではないかというふうに思うんですが、その辺はどうであるのか、再度お聞きしたいと思います。

それから、学校関係の12、13ページですけども、遊具については今回かなり大幅というんですか、徹底した見直しをかけてやってくれているようなんですけども、このところを学校の確かに大事なことなんです、ほかの修理等については大丈夫であるのか、その辺、要するに、絞った、遊具に絞ったところからその辺のところを聞いておきたいと思います。

それから、星の動物園なんです、修繕料ということであがって、園内道についてはこのように修理をしていくということでございますけれども、若干関係ないかわかりませんが、実際、道路を今大きな事故を起こして問題になっているかというふうに思うんですけども、そういうところとの、要するにあがってもらえる条件整備ですね、もう少し考えていかなきゃなんというふうに思いますが、お聞きしておきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） まず、4ページの和歌山大学大学院へ派遣するという件で、どういういきさつといたしますか、そういう御質疑であったかと思いますが、和歌山大学とは以前から包括的な協定も結んでいる中で、町内、町政のさまざまな分野においていろいろ意見をいただいております。そういうことがまず1つありまして、もう一点、いろんなところにやはり職員は研修に行って、資質向上ですね、これのために出て行って、そして、いろんなノウハウを身につける、これは非常に大きなことだと思います。ですから、こういうことを、こういう状況の中にあって、職員を募集して、そして、熱意あるものを派遣したいということで今回観光学研究科のほうに一人、まだ決定はしておりません、当然試験もありますし、それを通して合格していただかないといけないんですが、そういう方向で入学をぜひともして行ってほしいと願っております。

それから、マイナンバー関係のそのポイント関係の件でございますが、これにつきましてもやはりマイナンバー関連のことですので、セキュリティーはもう当然万全の対策をとるということを期待したいと思います。

ただ、情報が出ていくというようなことはないようであります。私も詳しいことはまだわからないんですけど、直接マイナンバーカードを使うということはないというふうに聞いておりますので、その辺は少し安全かなというふうには思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思
います。

まず、12ページ、13ページのところの修繕の関係で、遊具以外の修繕ということ
ですが、常日ごろ学校のほうでは管理をしていただいております。今回、遊具だけでし
たが、遊具以外でも随時学校のほうから連絡を受ければ対応はさせていただいている状
況でございますので御理解賜りたいと思います。

続きまして、13ページの星の動物園の関係の修繕、今回は園内道路の修繕というこ
とですが、建設課の協力も得ながら、今後、星の動物園につながる道路につきましても
ふたとかを設置していただきながら、よりよい環境で星の動物園へ来ていただくという
ような形でお願いしているところでございますので御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 4ページの和歌山大学ですけども、勉強してもらうこと
については異議はございませんけれども、あえて突然こういうのが出てきたので、びっ
くりしたんですけれども、何らかのこういうことをやってはどうかというふうな、そん
な話があったのか、それから、今後、この方が1年間行ってこられるようなんですけれども、
今後のこういうふうなことについても考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、その下の5ページの消費税でございますけれども、マイナンバーと絡めて
いくということで、非常におかしなというふうを感じるんです。しかも、オリンピック
が終わった後、景気が落ち込むやろうからということで、その消費税対策の景気対策と
いうんですか、そういうふうなことにもなるようでありますけれども、基本的に私はこ
の問題についてはおかしいと思うのは主にスマホを使うんですか、うちの町でスマホを
使う方がどんだけいてるんか、これだけ高齢化した町ですから、そういうふうなところ
と、それから、やはり今もう本当にハッカーというんですか、そういう技術を持って悪
く使う連中というのがたくさんおられるようですね。実際そういう技術が進めば、例え
ば、ウイルスなんかつくったりして、そういう人が高くまた対策のための会社が買くと、
こんなことでどんどんおかしい方向に進んでいるわけでございますけれども、このマ
イナンバーって、この消費税の不景気対策ですね、これがどれだけ利用できるのか、ど
れだけの方々が利用できるのかということをお聞きしたいと思います。

さきの消費税のキャッシュレスについては12件でしたか、町内では。今後町内も含めるということなんですけれども、そういうふうに出て行ってやる人と、それから、もう実際高齢化されて、なかなか出ていけない方々も含めてどれだけの、全町民にとってどれだけのメリットがあるのかということについてお聞きしておきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質疑にお答えをいたしたいと思いますが、この和歌山大学へ研修に行かせるということで、実はこれも議員御承知のとおり、和歌山大学と紀美野町は包括協定を結んでおります。そうした中で、現在まで観光、また、まちおこし、そしてまた、移住・定住施策ということでともに今日まで進んできている。そうした中で、やはり議員の皆さん方もおっしゃられるように、この職員の資質の向上ということを目的といたしまして、各種研修に皆さん職員が参加しているわけですが、今回、この和歌山大学から一つ移住・定住政策、また、観光政策の中で、この職員の研修、派遣をしてくれないかというふうな要望もありました。そんな中で、今和歌山県からも職員が行って勉強しているというふうな話も聞いておりますし、長野県からも来られていると。そうした中で、やはり職員の資質の向上を図り、そしてまた、役場へ帰ってきて、そうした専門分野の職についていただくというふうなことで今回この派遣をさせていただこうということで協議をしたわけでございます。

そんな中で、1年間ということでございまして、この選考に当たっても、非常に副町長をキャップに選考委員会を開いて、そして、このテーマを決めさせて、そして、選定、選考したと、こういうふうな経過を経て現在に至っているわけでございます。できれば、こうした専門分野において職員が力を発揮できるように皆さん方の御協力をひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） マイナポイントの件についてお答えをしていきたいと思ひます。

これはそもそも印刷製本費ということで、まだ現時点で本当に原案とか、そういうものを私は見ておらないんです。まだ来ておらない段階で、その段階でどれだけのメリットがあるのかとか、どういう使い方ができるのかとか、町民がどれだけの人数が使用できるのかとか、そういう部分に関しても全く把握はしておりません。しかし、やはり先

ほども申しましたとおり、セキュリティ関係、これにはもう万全な対策もうちもとしていきたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、桐山尚己君。

（1 番 桐山尚己君 登壇）

○1 番（桐山尚己君） 先ほどからお話が出ております4 ページですね、和歌山大学への職員研修派遣ということで、私はこれは非常にいい試みだというふうに思います。やはり人を育てる、教育というのは町の発展にとってもう基礎的かつ最重要なところであるというふうに思いますので、これはぜひとも継続してやっていただきたいなというふうに思います。一度だけ、1 年間だけ、一人だけというのではやはりその効果の面からしてもすごく限られてしまうと思うんです。ですから、限定しないで継続ということをお考えいただきたいなというふうに思っているんですけれども、一つ確認したいことは、観光に関していろいろ学んでいただくと、昨今、観光を強化して、どんどん国内外を含めて、外から人に入ってきてもらうということを推進して、そのためにいろんな問題が起こっているということもあるんです。例えば、京都でしたら、海外の外国人の方の観光客がふえ過ぎて、さまざまなところで落書きがあったり、器物損壊があったり、町民の方の私有地に勝手に入ったりというような、そういうオーバーツーリズムという言い方を最近されますけれども、そういうところも含めて学んでいただきたいなと、その対策も含めて学んでいただきたいなというふうに思います。

それで、1 つ確認したいのは、1 年間研修に行っていて、報告体制ですね、例えば、月に1 度報告書をあげるだとか、それだと大変なので、半期に1 度あげるとか、その報告体制はどういうふうに考えていらっしゃるのかということが1 つですね。

あともう一点は、5 ページの光ケーブルのところの工事、破損ということで、小動物、もしくは虫に食われたということでしたけれども、先ほど西口議員も懸念されていましたが、これを直しただけで、また別のところでも同じことが起きるんじゃないですかということで、今後はからしですか、そういったものを活用したところなんかも考えてという御返答がありましたけれども、これは私以前勤めていた会社で、もう30 年ぐらい前になるんですけれども、マイクロカプセルの技術を利用して、マイクロカプセルの中にネズミが嫌がる物質を入れて閉じ込めて、それをコンピュータールームのケーブル、昔のコンピューターはでかい、メインフレームのでかいやつだったので地下にケ

ケーブルをはわせていたんです。そこをネズミが食べると、ケーブルを、そういう被害が相次いだので、そういったものをケーブルに塗って被害を防ごうというようなことをやっていたんですけれども、これの問題はネズミが一回かじってくれないとわからないと、ああ、これはかじっちゃだめだなというのがわからないというのがあったので、なかなか難しいところがあったんですけれども、そこから30年たって、いろんな会社が恐らくそういう対応を考えていらっしゃると思うので、業者さんもそうですけれども、最近インターネットでいろんな情報が出ていますので、ぜひともそういういろんなチャンネルを通じて情報収集というのをさせていただいて、対応を考えていただくということも必要じゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうかと、この2点ですね。よろしくお願いします。

(1 番 桐山尚己君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、桐山議員の御質疑にお答えをしていきたいと思ひます。

まず、こういう大学等への研修といいますか、派遣、これを継続、ぜひともしていただきたいという御要望の御意見なんですけど、やはり和歌山大学だけに限らず、やはりいろんなところに研修に職員を送る、これは非常に議員もおっしゃられたとおり、大事なことだと認識しておりますので、継続、毎年、毎年であるとか、そういうのはちょっと当然お約束もできませんが、できるだけこういうことを継続して、今後もしていきたいと考えておるところです。

それで、いろんな観光客のトラブルとか、そういうものもあるので、そういう対策も考えていつてほしいという、ちょっと希望も先ほどお聞かせいただいたんですけど、やはりいろんな事例とか、そういうものをたくさん大学院の院生はいろんなところにも行きますし、いろんな情報も多分いっぱい集まっていると思いますので、そういうのもうまくこちらでも活用していきたいと考えております。そして、一生懸命いろんなものを学んできてもらうことを期待もしております。

それから、報告なんですけど、中間に1度、こちらは報告を受ける、1年のうちの半年過ぎた形で1回報告を受けて、最後に修士論文を提出しなければいけないので、その内容をこちらにも提出していただくというふうに考えております。そのほか、日常的な

どこそこへ研修に出ているとか、どこそこで何をしていると、そういうのも恐らくそういう月の予定とか、そういうものもこちらにも当然入ってきますので、そういうのでも把握もしつつ、報告は、大きな報告は中間と最終に受けたいと考えています。

それから、5ページの光ケーブルの対策ですね、これは議員の経験に基づいてお話ししていただいたんですけど、やはりいろんな情報収集をして、一番当町に合っているようなことを見つけて、そして、対策もして、そして、住民の方には御不便をおかけ、できるだけしないようにしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っています。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第116号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) この中で、1点申し上げたいのは、5ページにあるところの印刷製本費、金額は小さいんですけどもマイナンバー関係であります。消費税の導入によって、だんだんと景気が落ちていくということがもう実際言われているわけですけども、その対策も含めて、こういうふうにはスマホとか、そういうものを使って、要するに特典をつけていくということでございますけれども、マイナンバー、何が何でもマイナンバーを国民につけていこうという、そういうふうなところがあるように思います。ことにつけて、このマイナンバーに入ったほうが得ですよというふうな、還元をもって入らせていく、このことが国民、町民のプライバシーがだんだんと危うくなっていくということが考えられます。また、最近では、そういうことのないようにいろんな対策をとっていますけれども、いろんな形で内容が出ていくところもあって大変危惧するところでもあります。ですから、マイナンバーを進めていくという、そのための予算のこの部分ですね、金額は大変小さいんですけどもこの計上に反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第 116 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第 116 号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11 時 09 分)

再 開

○議長 (伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 24 分)

◎日程第 10 議案第 117 号 令和元年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 3 号) について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 10、議案第 117 号、令和元年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について議題とします。

これから質疑を行います。

6 番、田代哲郎君。

(6 番 田代哲郎君 登壇)

○6 番 (田代哲郎君) 説明書の 18 ページです。

歳出で保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、19 節負担金補助
及び交付金で、一般被保険者療養給付費の補正が 1 億 1,772 万 1,000 円と計上さ
れています。補正後の療養給付費の総計が 8 億 1,772 万 1,000 円ということにな

ります。それから、2項の高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、負担金補助及び交付金で、一般被保険者高額療養費の補正額が1,818万7,000円、これも総額が、高額療養費の総額が1億1,818万7,000円ということになります。

そこで、お聞きしたいのは、今年度の療養給付費の給付の傾向というんですか、どういう傾向にあるのか、答弁を求めます。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

普通交付金等々で交付はございますけども、歳出で今おっしゃられた最終の精算ということで今回計上させていただいてございます。そうした中で、傾向はということですけども、医療費についてですが、総額でおっしゃられたとおりなんですけども、高額療養費というのが大変ふえてございます。急性期というのか、そうした医療を受けられる方が多くなってございます。三大疾病といいますか、そうしたことが大変多い状況でございます。それでもって、こうした医療費が高騰するということになってございます。被保険者数についてはほぼほぼ横ばいではございますが、そうした中で特出した医療を受けられる方が今後ふえてくるかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 6番、田代哲郎君。

○6番(田代哲郎君) 高額療養を受けられる人がふえてきつつあると、高齢化の問題もあるのですが、やっぱり重症化が進んでいるということだろうと思います。全体にやはり医療費が高騰していくという傾向にあるのではないかというふうに思いますが、懸念するのは、医療費が上がれば上がるほど、来年度のいわゆる事業納付金に反映してくるという仕組みなんです。だから、そういうことで、やはり来年度の国保の予算というのは非常に厳しい状況になるのではないかというふうに思いますが、その点についてはどう考えておられますか。

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、仲岡君。

○住民課長(仲岡みち子君) 御質疑にお答えいたします。

医療費が上がれば上がるほど、納付金についても現状では歳出に入るとされています。しかし、必要なときに必要な医療を受けていただくということが重要かと思いますので、健康な折には定期健診、とにかく定期健診、ドックなり、集団健診、それぞれを受けていただいて、自分の体は自分で守っていただくということを大前提にさせていただきまして、重症化はとにかく防いでいただいて、皆さんに御協力いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 国保ですので、我々が加入する、私ごとでございますが、後期高齢者ではそんな健診は国保ほど内容が充実したものではないんですけども、国保の特定健診、一番あれですけど、非常に当町の健診内容は充実しています。あわせてがん検診もかなり充実した内容で実施していますので、できるだけやっぱりそれを受けてもらうような受診勧奨なり、そういうことをしっかりやっていただく必要があるのでは。それでも抑えられた額というのはそんなに多くはないので、担当課の職員さんに言わせると、特定健診の受診率を上げて医療費はなかなか下がりへんよということを聞きますので、しかし、それでもやっぱり特定健診の受診率を上げていくというのは大事なことだと思いますので、その辺のことをしっかりやってほしいと思います。その辺のことについてもう一度答弁を求めます。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 田代議員の再質疑にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、何回も申し上げますけれども、努力者支援というのがございます。保険者努力者支援という項目がございまして、それに特定健診、それぞれの受診をいただいて、それで自分の体というのを再点検していただきまして、必要な、重症化しないうちにそれなりの病院にかかっていただくということでございますので、医療がかかるからといって病院にかからないということだけは避けていただいて、重症化をしないためにも軽度の状態のうちにかかっていただければと思います。どうぞ役場も頑張りますので、住民の皆様方にもどうぞ御推薦いただきまして、医療適正化に努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１１７号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第１１７号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１１７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第１１８号　令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第３号）について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第１１、議案第１１８号、令和元年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第３号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１１８号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第１１８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１１８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 1 1 9 号 令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号) について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 1 2、議案第 1 1 9 号、令和元年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第 1 1 9 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第 1 1 9 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 1 9 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 1 2 0 号 令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 1 3、議案第 1 2 0 号、令和元年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) について議題とします。

これから質疑を行います。

○議長 (伊都堅仁君) 7 番、西口 優君。

(7 番 西口 優君 登壇)

○7 番 (西口 優君) 説明資料の 3 1 ページ、居宅介護サービス給付費が 1, 2 5 1 万 3, 0 0 0 円の補正が組まれております。高齢者がふえてくるとことを考えたら、今後の推移の見通しですか、その辺についてちょっと尋ねたいと思います。

(7 番 西口 優君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) それでは、予算に関する説明書の31ページの居宅介護サービス給付費の今後の見通しについてお答えさせていただきます。

この居宅介護サービス給付費については、今回の補正においては訪問リハビリ、それから、通所介護、デイサービスに当たるんですが、その部分が主に給付費として伸びてございます。あと訪問介護についても訪問に行って、ホームヘルパーさんの介護を受けるというようなサービスの部分も若干伸びてきておりますので、昨年もそうだったんですけども、この部分については今後も若干微増ですけれども伸びていくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 7番、西口 優君。

○7番(西口 優君) 訪問リハビリがふえているからという、根本的に高齢者になったら体力が落ちるといのはわかりますが、高齢者になって体力が落ちない方法とこのを考えていかなければいけないのかなと思うんですけど、その点についての対策なんてないですか。

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長(森谷善彦君) それでは、西口議員の再質疑にお答えさせていただきます。

今後体力が落ちてくる部分については、理学療法士であるとか、作業療法士とかの方々の力をかりて、必要なリハビリ、それから、福祉センターのほうではパワーアップリハビリといって器具を使った体力を上げる努力、それから、デイサービスのほうでもいき百体操などをして筋肉量を上げていく努力を今後も続けていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) 補正予算説明書の32ページから33ページにかけて、基金積立金、それで、基金積立金で介護給付費準備基金167万5,000円の減額補正

になっています。介護給付費準備基金積立金を減額補正する理由はなぜか、その１点だけお伺いします。

（６番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

予算に関する説明書の３２から３３ページにかけての介護給付費準備基金で減額した理由についての御質疑ですが、この基金の減額理由としたら、保険給付費の増額に伴って、一般会計の繰り入れではなくて基金を活用するという形での減額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

すみません、一般会計というか、回答誤りです。

一般被保険者、１号被保険者の負担の部分についてこの基金を活用するということで減額理由とさせていただきます。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ６番、田代哲郎君。

○６番（田代哲郎君） １号被保険者の負担軽減ということですが、もうちょっと具体的に説明していただければと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、田代議員の再質疑にお答えいたします。

介護給付費が増額になる場合、県、国、町のそれぞれの負担があるわけなんです、それに伴って、１号被保険者の給付ももちろん負担となります、負担増となります。その部分について今まで積み立ててきた基金をその分当てさせていただくということでの補正となります。

○議長（伊都堅仁君） ６番、田代哲郎君。

○６番（田代哲郎君） それぞれの負担が１号、２号と、それから、自治体の負担というのが決められているんですが、何％ということで、その分の１号被保険者の負担する保険料部分というんですか、それを負担しなくていいので減額したという意味だと思いますが、要するに、そうしたら、介護給付費の傾向というのはどうなっているのか、全体の。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 田代議員の御質疑にお答えします。

全体の介護給付費については昨年も微増での給付の伸びでした。今回についてもやや伸びということで、西口議員さんの御質疑にもありましたが、居宅の部分であるとか、施設系の部分での若干の伸びになるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１２０号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１２０号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第１２１号 令和元年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１４、議案第１２１号、令和元年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第１号）について議題とします。

これから質疑を行います。

７番、西口 優君。

（７番 西口 優君 登壇）

○７番（西口 優君） ３７ページの施設清掃委託料２９６万円の減額です。安くなるのはええことなんやけど、一般管理費の中にもとの清掃委託料というのが当然含まれていると思います。だから、もとの清掃委託料は幾らで、それで２９６万円も減額に

なったという、その減額理由ですね、それを説明願いたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長(米田和弘君) 西口議員の質疑にお答えいたします。

まず、総務費、施設管理費の委託料、施設管理委託料296万円の減額でございます。これにつきましては、施設、ふれあい公園施設の植栽等の清掃費であったり、植栽の管理費であったりするものでございます。当初予算では500万円計上してございました。それが隣接する県の動物愛護センターの動物管理及び施設維持管理に関する業務の分とあわせてふれあい志賀野という同じ事業者が受託しました。その施設管理の業務をあわせて受託されることによりましてスケールメリットというのが働きまして、町の施設植栽管理業務を204万円で受託いただくことができましたので、296万円の減額をすることができたというような形になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 7番、西口 優君。

○7番(西口 優君) 安くなることに決して異議の申し立てというわけじゃないんですよ。500万円のものが296万円、4割でできるということになっていると、そうしたら、当初の設定はどこにあるのかな。それは安くなるのには非常にありがたいことやし、作業員の方らはきっと大変な目をしていると思うんです。だけど、そういうふう非常にありがたいことなんやけど、こういうふうな極端に、1割減るとか、2割減るとかじゃなくて、6割も減額されるということについて、当初の見積もり設定はどういうふうな形で行われていたのか、そこのところ、もうちょっとわかりやすく、安くなるのには非常にありがたいけど、そういうことの何でかいなと思うのは一般論として、ちょっとだけ尋ねたいと思います。

○議長(伊都堅仁君) 産業課長、米田君。

○産業課長(米田和弘君) 御質疑にお答えいたします。

施設の清掃植栽管理につきましては、県、町、それぞれ別の団体につきまして、毎年契約を行うということになってございます。毎年それぞれ受託者先というのがそれぞれの団体になっておりますのでわかりません。それで、一応積算について計算させていた

だいて、５００万円という町の分での植栽管理の費用が出たものでございますけれども、隣り合った動物愛護センターも目と鼻の先になります。そこの同じような業務をあわせて行うことによりまして、ふれあい志賀野という団体が出されてきた最終的な委託料というのがこういう形になってまいりましたので御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ７番、西口 優君。

○７番（西口 優君） 動物愛護センターのほうで受けてくれている人らがこっちもやってくれと。それは非常に結構なことなんですけど、そうすると、動物愛護センターも単年度のそういうふうに変託関係、そういうふうになったときに、片一方が今度が変わってきたときに、またもとの５００万円に戻るのかと、こういうふうなちょっと当然発注先が違ふから、その点についての考えを一応聞かせておいてほしいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 西口議員の御質疑にお答えいたします。

それにつきましては、別の団体が当然受託した場合は個別にそれぞれ機械であったり、人員であったり、当てるということになろうかと思っておりますので、当然、費用のほうもかさんでくる可能性は往々にしてあります。しかしながら、入札をやった、入札をやるなり、受託するなりする中で、現在のところたまたま同じ事業者さんがとっていただいております。そういう中で、あわせて受託していただけることのメリットというのが大きく果たされておりますので、今は安価で受託しているものでございますけれども、別々の事業者になった場合は当然費用のほうはかさんでくるものと認識しておりますので、予算措置につきましては計算に基づいた数字をあげさせていただいているというような現状でございますので御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１２１号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから議案第１２１号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１２１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第１２２号　令和元年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第２号）について

○議長（伊都堅仁君）　日程第１５、議案第１２２号、令和元年度紀美野町農業集
落排水事業特別会計補正予算（第２号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで質疑を終わります。

これから議案第１２２号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから議案第１２２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１２２号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休　憩

（午前１１時５５分）

再　開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 55 分）

◎日程第 16 議案第 123 号 令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 16、議案第 123 号、令和元年度紀美野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 123 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 123 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 123 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 124 号 令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 17、議案第 124 号、令和元年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 124 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１２４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第１２５号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１８、議案第１２５号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。

住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、議案書の１ページをお開きください。

新旧対照表のまた１ページもお願いします。

議案第１２５号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和元年１２月１３日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成３０年度より国民健康保険の財政運営が都道府県単位となり、県と市町村とで国保運営について役割分担されたことにより、紀美野町国民健康保険条例の改正を行うものでございます。

この改正は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の定数を次のとおり改め、委員総数１５人を６人削減し、任意構成員である被保険者等を除いた委員は和歌山県と同じ９人とするものでございます。

また、同法の施行に伴い、平成３０年度までは２年の任期として、それ以降の委員の

着任より任期を３年とするとされたことにより、令和元年１２月３１日の任期満了に伴い改正するものでございます。

紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第２条中、国民健康保険の運営に関する協議会の委員の定数は次のように定めるところでございます。

被保険者を代表する委員と、そして、保険医、または、保険薬剤師を代表する委員、そして、公益を代表する委員をそれぞれ５人を３人に改めるものでございます。

これにつきましては、委員定数は同数とすると定められておることによる削減でございます。

そして、第３条第１項中、２年を３年に改めるものでございます。

附則、この条例は令和２年１月１日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） この持続可能なという、この文言をつければええものじゃないんですけども、大体基本的に国が国保に関する補助金を減らして、随分と地方を苦しめているわけでございますけれども、またその中で今度５人を３人にするという提案でございますけれども、和歌山県に合わせるというふうな説明がございましたが、当然委員が多ければそれだけたくさんの意見が出るわけでございますけれども、その点で合わせなきゃならない理由だけを説明をお願いいたします。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） 県下の統計をとりましたところ、１１市町村というのがほぼほぼ県に合わせてございます。そうしたことから、一部ですけれども、三者構成のうち、保険医及び保険薬剤師等の他の公的な機関よりの保険医としての委嘱等々がふえてございます。そうしたことから、定数の削減をお願いしたいという要

望もございます。しかし、この保険医のみのところだけを削減するということはできませんので、第2条各号に定める委員定数は同数とするということになってございます。意見としては県のほうに移管してございますので、議員おっしゃるとおり、声が聞こえづらいんじゃないか、町の声が聞こえづらいんじゃないかという御指摘もごもっともではございますが、御理解賜りたいと思います。

以上です。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今の説明で、保険医さんと同数に合わせにやならんと、別にそれは全体数をそのまま置くということについては絶対許されないわけですか。そのところの人数をそのまま置かなきゃならんとということについて、置けるんでしたら置いたらええと思うんですが、もう一度その辺だけお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

人数をそのまま保留することまで可能ではありますが、各委員さん方の御意見として、県に移管してあるんだからというところもございまして、バランスを、どうしてもこれはもう法的にバランスをとるということ、同一数とすることになってございますので御理解を賜りたいと思います。必ず減らさなければならないということではございません。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第125号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） いろいろと問題はあると思いますけれども、基本的に私たちは意見がたくさん出るためにはたくさんの委員がなければならんというふうに思います。それがどうしても減らさなきゃならないということでもないならば、そのままで置くべきだというふうに考えます。

ということから、この条例案に反対いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第 1 2 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第 1 2 5 号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 0 時 0 7 分)

再 開

○議長 (伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 2 8 分)

◎日程第 1 9 請願第 2 号 「所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書」の提出を求める
請願 (委員長報告) について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 1 9、請願第 2 号、「所得税法第 5 6 条の廃止を
求める意見書」の提出を求める請願 (委員長報告) について議題とします。

請願について、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。

総務文教常任委員長、美野勝男君。

(総務文教常任委員長 美野勝男君 登壇)

○総務文教常任委員長 (美野勝男君) 請願第 2 号について、委員長報告を行いま

す。

付託を受けております請願第2号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出」を求める請願について、慎重に審査を行いました。その経過及び結果を御報告します。

本請願について12月3日、総務文教常任委員会において、紹介議員に説明を求め、説明を受けた後、質疑を行いました。委員からは、基本的には家族、従事者が相応な働きによって必要経費としてみとめるべきであると考え、国の考え方としては青色申告を推奨していることもあり、個人事業者が申告する場合において、白色申告と青色申告の違いや問題点などを説明していただきたいとの質疑がありました。その質疑を受け、青色申告は複式簿記で貸借対照表や損益計算書等の複雑な書類の作成など、非常に難しい手続が必要で、白色申告についても近年は帳簿などをきっちりと整理しなければならないことになっているが、小規模事業者にとってはその知識も持っておらず、専門家に依頼するとなると改めて経費が必要となり、経済的負担が増すことになるということです。

そもそも小規模事業所の大半は人を雇う余裕もなく、家族経営で成り立っているものであり、事業主の妻や子供の労働が労働として認められていない所得税法第56条そのものが問題であり、他の先進国などと比較して例を見ない特異な制度で、国連の女性差別撤廃委員会は、女性の経済的自立を事実上妨げていると指摘し、日本政府に所得税法の見直しを勧告していますとの答弁がありました。

また、ほかの委員からも日本国憲法のもとでは、個人主義が原則であり、その原則からは所得税法第56条は不具合であり、時代の進展により、この法律を残しておく意味合いがなくなっている。また、白色申告も青色申告も当然認められている制度下において、白色申告だけが不利益な状況であることについては同様の権利を有すべき観点から今の所得税法第56条は弊害となっているのではないかとの意見もありました。

以上が主な内容で、採決の結果、請願第2号は全会一致で採択とすべきものと決したことを御報告いたします。

以上です。

(総務文教常任委員長 美野勝男君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから請願第2号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

請願第2号に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 1時34分)

再 開

○議長(伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時35分)

○議長(伊都堅仁君) お諮りします。

ただいま、総務文教常任委員長から、発委第2号、所得税法第56条の廃止を求める意見書に係る議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更して議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

よって、発委第2号、所得税法第56条の廃止を求める意見書について、日程に追加し、日程の順序を変更して議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発委第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第1、発委第2号、所得税法第56条の廃止を求める意見書について議題とします。

提出者、総務文教常任委員長、美野勝男君、説明を願います。

（総務文教常任委員長 美野勝男君 登壇）

○総務文教常任委員長（美野勝男君） 発委第2号。

令和元年12月13日。

紀美野町議会議長 伊都堅仁様。

提出者、総務文教常任委員会委員長 美野勝男。

所得税法第56条の廃止を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

理由につきましては、ただいまの請願が採択と決しましたので、その結果を受け、本案を提出するものであります。

それでは、意見書案を朗読します。

所得税法第56条の廃止を求める意見書。

個人事業者は、生計を一にする親族に対し、給料を支払っても経費としては認められない。こうなっている原因は、所得税法第56条の規定にある。個人事業者と生計を一にする家族従業者の働き分は事業主の所得となり、家族の働き分については、配偶者で上限86万円、配偶者以外の家族で上限50万円を控除と認めているだけである。所得税法第56条によって、配偶者と家族の従業者は、社会保障や行政手続上でさまざまな不利益を受け、社会的にも一人前扱いされない状況に置かれている。「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）が申告方法の選択によって差別が生じるのは大きな問題である。収入と支出を正確に記帳することは、白色申告者にも義務化されており、もはや青色申告者との間に本質的な違いは存在しない。我が国の所得税法第56条は、明治時代の戸主の考え方を残すものであり、配偶者や家族を人格の持つ独立した個人として認めないものである。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどの世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費として認めている。我が国の「第4次男女共同参画基本計画」は、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度のあり方を検討する」ことを求めており、この方向こそ時代の要請である。制度を廃止しなければ、個人事業者のもとで生計を一にする配偶者

とその他の家族従業者の社会的な地位向上及び基本的人権は保障されないと考える。よって、紀美野町議会は、「所得税法第５６条」の速やかな廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和何年何月何日と入れます。

和歌山県海草郡紀美野町議会。

提出先としては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛て。

以上であります。全員の御賛同を賜りますよう、お願いいたします。

(総務文教常任委員長 美野勝男君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから発委第２号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから発委第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第２号、所得税法第５６条の廃止を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議員派遣の件について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２０、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第２１ 閉会中の継続調査申し出について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２１、閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び広報編集特別委員会の委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（伊都堅仁君） これで本日の会議を閉じます。

令和元年第４回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午後 １時４２分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月13日

議 長

議 員

議 員